三　合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
四　合併又は分割の方法及び条件
五　合併又は分割の時期
六　合併又は分割の理由

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し
二　前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

（記録）

第十二条　法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　核原料物質又は核燃料物質の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	二　核原料物質又は核燃料物質の廃棄の数量又は損失（事故損失を除く。）の数量及び理由	毎月一回	十年間
	三　核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由	事故損失の都度	十年間
	四　核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間
	五　核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量	毎月一回	十年間
	六　核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	毎月一回	十年間
加工事業者	一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該実在庫量の確認の開始後それぞれ一回）	十年間
試験研究用等原子炉設置者	四　核燃料物質の種類別の受払間差異（払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入れに係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。）	受払間差異の確認の都度	十年間
	五　在庫変動を伴わないバッチの組替え（以下「リバッチング」という。）の内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
	六　核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間
	七　核燃料物質の種類別の在庫差（帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。以下同じ。）	在庫差の確認の都度	十年間
	八　燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	燃料要素の被覆の完了の都度	十年間
	九　燃料集合体中の核燃料物質の種類別の量	燃料集合体の組立ての完了の都度	十年間
	十　核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
	十一　試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
	十二　核燃料物質の月間の加工数量	毎月一回	十年間
	十三　設備（国際規制物資であるものに限る。この表の再処理事業者の項第十号に掲げる設備を除き、以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十四　設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十五　設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十六　設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十七　設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間
	一　核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二　核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三　前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該実在庫量の確認の開始後それぞれ一回）	十年間